

万年青年クラブ補助金

申請書類の一部が押印不要になりましたので、
Eメールで申請していただける場合があります

(A) 押印が不要になった書類（以下の4種類）

- ①補助事業等実績報告書 第4号様式（第14条関係）
- ④補助金等交付申請書 第1号様式
- ⑧補助金の前金払理由書
- ⑨補助金等交付請求書

(B) 引き続き押印が必要な書類（以下の2種類）

- ⑪相手方登録申請書（会長に変更がある場合のみ必要な書類です）
- 委任状（佐保川地区連合会のクラブのみ必要な書類です）



上記より、

佐保川地区連合会のクラブ以外のクラブで、
会長の変更がない場合押印が必要な書類はありませんので
Eメールで申請していただけます。

※FAXでは文字がつぶれますので受付できません。ご了承ください。

※地区連合会に加入しているクラブは申請方法を地区連合会長にご相談
ください。

Eメール申請の手順

①申請書類のデータを用意する

Excel 又は Word のデータ、もしくは手書きで作成されたデータをスキャン
した PDF データを用意してください

②申請書類のデータを添付したメールを長寿福祉課に送信

長寿福祉課Eメールアドレス：choujufukushi@city.nara.lg.jp

③送信後、長寿福祉課長寿係に電話し、メールを送ったことを伝える

長寿福祉課電話番号：0742-34-5439

※必ずご連絡ください。

押印の廃止について

奈良市では、行政手続の簡略化など市民サービスの充実や業務の効率化のため、
押印の省略を進めています。